

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

企画総務委員会会議録

令和 7 年 6 月 2 0 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

企 画 総 務 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1 開会年月日 | 令和7年6月20日（金） | |
| 2 開 会 場 所 | 議会第1会議室 | |
| 3 出 席 者
(9人) | 委員長 太 田 雅 久
委 員 拌 野 健
委 員 富 永 龍 司
委 員 早 川 太 郎
議 長 石 川 義 弘 | 副委員長 大 貫 はなこ
委 員 田 中 宏 篤
委 員 寺 田 晃
委 員 秋 間 洋 |
| 4 欠 席 者
(0人) | | |
| 5 委員外議員
(0人) | | |
| 6 出席理事者 | 副 区 長
副 区 長
企画財政部長
企画財政部参事
企画課長
経営改革担当課長
臨時特別給付金担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長
総務部長
区長室長
総務課長
人事課長
人材育成担当課長
広報課長 | 野 村 武 治
梶 靖 彦
関 井 隆 人
(都市づくり部長 兼務)
川 田 崇 彰
三 谷 洋 介
(経営改革担当課長 兼務)
高 橋 由 佳
小野田 登
廣 瀬 幸 裕
越 智 浩 史
坂 本 一 成
伊 藤 慶
小 川 信 彦
浦 里 健太郎
福 田 健 一
飯 田 辰 徳
(人事課長 兼務)
吉 田 美弥子 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

経理課長	田 渕 俊 樹
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	落 合 亨
総務部副参事	(選挙管理委員会事務局長 兼務)
危機管理室長	杉 光 邦 彦
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
生活安全推進課長	大和田 好 行
国際・都市交流推進室長	(総務部長 兼務)
都市交流課長	木 村 裕
国際交流担当課長	金 田 春 江
世界遺産担当課長	(国際交流担当課長 兼務)
区民課長	櫻 井 洋 二
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子ども家庭支援センター長	田 畑 俊 典
文化振興課長	川 口 卓 志
観光課長	横 倉 亨
産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉課長	古 屋 和 世
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護保険課長	浦 田 賢
障害福祉課長	井 上 健
健康課長	大 網 紀 恵
保健サービス課長	塚 田 正 和
環境課長	勝 海 朋 子
清掃リサイクル課長	曲 山 裕 通
地域整備第一課長	長 廣 成 彦
地域整備第三課長	行 天 寿 朗
土木課長	高 杉 孝 治
会計管理室長	内 田 円
会計課長	(会計管理室長 事務取扱)
教育委員会事務局庶務課長	山 田 安 宏
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村 松 有 希
教育委員会事務局生涯学習課長	吉 江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎 本 賢

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

選挙管理委員会事務局長
監査事務局長

大 野 紀 房
山 本 光 洋

7 議会事務局 事務局長 鈴 木 慎 也
 事務局次長 櫻 井 敬 子
 議事調査係長 吉 田 裕 麻
 書 記 関 口 弘 一
 書 記 塚 本 隆 二

8 案件

◎審議調査事項

案件第 1 第49号議案 令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）
案件第 2 第50号議案 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
案件第 3 第51号議案 東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例
案件第 4 第52号議案 東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す
る条例
案件第 5 第56号議案 東京都台東区立区民館条例等の一部を改正する条例
案件第 6 第59号議案 金杉区民館下谷分館大規模改修空調等設備工事請負契約の締
結について
案件第 7 第60号議案 （仮称）北上野二丁目福祉施設用地地中障害物撤去工事請負
契約の締結について
案件第 8 第61号議案 台東病院等医療情報システム用機器の買入れについて
案件第 9 第62号議案 旧下谷小学校及び東上野四丁目倉庫跡地土壌汚染対策等工事
請負契約の一部変更について
案件第10 第63号議案 公の施設の区域外設置に関する協議について
案件第11 陳情6－ 6 原発ゼロと再稼働反対についての意見書の提出を求めること
についての陳情
案件第12 特定事件の継続調査について

◎理事者報告事項

【企画財政部】

1. 家計支援特別給付金（不足額給付）について
……………資料1 臨時特別給付金担当課長
2. 情報システムの標準化について ……………資料2 情報システム課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

【用地・施設活用担当】

1. 旧特別養護老人ホーム蔵前等施設の活用について

.....資料3 用地・施設活用課長

【総務部】

1. 部分休業制度の拡充等について

.....資料4 人事課長

2. 土地の取得について

.....資料5 経理課長

3. 環境ふれあい館ひまわり2階及び7階空調設備等取替工事請負契約の締結について

.....資料6 経理課長

4. 道路改良工事（07-05）請負契約の締結について

.....資料7 経理課長

5. インフレスライド条項の適用について

.....資料8 経理課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（太田雅久） ただいまから、企画総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第49号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、企画財政部の1番、家計支援特別給付金（不足額給付）について及び2番、情報システムの標準化についてが関連いたしますので、初めに、補正予算の説明を聴取した後、よく聞いてください、関連する理事者報告を1件ずつ聴取し、質疑を行いたいと思います。その後、補正予算に関する理事者報告事項も含めた補正予算全体の審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

初めに、本案について、理事者の説明を求めます。

財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 それでは、第49号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）を説明いたします。補正予算書の3ページをご覧ください。

令和7年度東京都台東区の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に14億2,310万1,000円を追加し、1,320億2,310万1,000円といたします。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の総額は、4ページ及び5ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。

第2条、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、6ページの第2表、繰越明許費によります。

第3条、地方自治法に規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、7ページの第3表、債務負担行為補正によります。

6ページをご覧ください。繰越明許費を説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、情報システムの標準化2億18万9,000円を令和8年度への繰

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

越明許費として定めるものでございます。

7ページをご覧ください。債務負担行為補正を説明いたします。

清川清掃車庫整備における設計につきまして、令和8年度から令和9年度の債務負担行為の限度額を1億9,110万円に、清川清掃車庫整備におけるコンストラクション・マネジメント業務委託につきまして、令和8年度から令和11年度の債務負担行為の限度額を1億4,340万円に定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算を説明いたします。

17ページをご覧ください。まず、歳入予算でございます。説明で申し上げる金額は、いずれも補正額でございます。また、項を単位として主なものを説明させていただきます。

11款分担金及び負担金、2項負担金2億8,049万2,000円の減額でございます。

18ページをご覧ください。3目教育費負担金には、保育費個人負担金の減額分を計上いたしました。

19ページをご覧ください。12款使用料及び手数料、1項使用料1億2,010万5,000円の減額でございます。

20ページをご覧ください。7目教育使用料には、区立保育所保育料の減額分などを計上いたしました。

21ページをご覧ください。13款国庫支出金、2項国庫補助金4億3,101万3,000円でございます。

22ページをご覧ください。1目総務費補助金には、物価高騰対策支援に対する交付金の増額分などを計上いたしました。

23ページをご覧ください。14款都支出金、1項都負担金291万4,000円、2項都補助金4億4,347万5,000円でございます。

24ページをご覧ください。1項1目民生費負担金には、民生・児童委員活動に対する負担金の増額分を計上いたしました。

26ページをご覧ください。2項7目教育費補助金には、多子世帯負担軽減に対する補助金の増額分などを計上いたしました。

27ページをご覧ください。16款寄附金、1項寄附金100万円でございます。

28ページをご覧ください。2目指定寄附金には、文化振興事業に対する指定寄附金を計上いたしました。

29ページをご覧ください。18款繰越金、1項繰越金9億2,879万6,000円でございます。

30ページをご覧ください。1目繰越金には、令和6年度歳計剰余金見込額の一部を計上いたしました。

31ページをご覧ください。19款諸収入、7項雑入1,650万円でございます。

32ページをご覧ください。6目助成金・交付金には、デジタル基盤改革支援補助金の増額分を計上いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、歳出予算を説明いたします。

33ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費3億7,380万3,000円、2項防災費3億400万3,000円でございます。

34ページをご覧ください。1項1目一般管理費には、防犯設備設置助成に要する経費の増額分を継続いたしました。

37ページをご覧ください。2項1目防災対策費には、密集住宅市街地整備促進に要する経費の増額分を計上いたしました。

39ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費4,506万2,000円、2項児童福祉費342万1,000円でございます。

40ページをご覧ください。1項1目社会福祉総務費には、民生委員・児童委員に要する経費の増額分及び介護・障害福祉サービス等事業者支援に要する経費を計上いたしました。

42ページをご覧ください。2項1目児童福祉総務費には、いっとき保育及びベビーシッターによる一時預かり利用支援に要する経費の増額分を計上いたしました。

43ページをご覧ください。4款衛生費、4項環境衛生費1,540万円、5項清掃費1億275万2,000円でございます。

44ページをご覧ください。4項3目環境保全費には、我が社の環境経営推進に要する経費の増額分を計上いたしました。

46ページをご覧ください。5項4目清掃施設建設費には、清川清掃車庫整備に要する経費を計上いたしました。

47ページをご覧ください。5項文化観光費、1項文化費100万円、2項観光費5,060万8,000円でございます。

48ページをご覧ください。1項1目文化総務費には、桑山文化振興基金への積立金を計上いたしました。

49ページをご覧ください。1項2目観光振興費には、持続可能な観光推進に要する経費を計上いたしました。

51ページをご覧ください。7款土木費、6項都市整備費1,141万8,000円でございます。

52ページをご覧ください。1目都市整備総務費には、谷中地区まちづくり推進に要する経費の増額分を計上いたしました。

53ページをご覧ください。8款教育費、1項教育総務費5,902万5,000円、5項幼稚園費1,074万円、6項児童保育費4億3,127万1,000円、7項こども園費1,459万8,000円でございます。

54ページをご覧ください。1項2目事務局費には、子育てのための施設等利用給付に要する経費の増額分を計上いたしました。

55ページをご覧ください。5項1目幼稚園総務費には、私立幼稚園保護者負担軽減及び私立幼稚園小規模園補助及び健康管理等補助に要する経費の増額分を計上いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

57ページをご覧ください。6項2目保育所管理費には、保育所運営に要する経費の増額分を計上いたしました。

59ページをご覧ください。7項1目こども園総務費には、こども園施設型給付に要する経費の増額分及びこども園物価高騰緊急対策に要する経費を計上いたしました。

以上が令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）でございます。

本案につきましては、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○委員長 次に、家計支援特別給付金（不足額給付）について、臨時特別給付金担当課長、報告願います。

臨時特別給付金担当課長。

◎三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 続きまして、家計支援特別給付金（不足額給付）についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

項番1、趣旨は、令和5年の国の経済対策に基づき、令和6年度に定額減税し切れないと見込まれる方へ支給した調整給付について、税額等の確定により生じた給付すべき額との差額を支給するものでございます。また、給付の対象者数が想定よりも大幅に増加をしたことから、併せて予算の追加を要するものでございます。

項番2、対象者は、（1）令和7年1月1日時点で区に住民登録がある方のうち、（2）の表に記載の対象者であり、予定件数はこちらの表のとおりでございます。

項番3、支給額は、調整給付に差額が生じた方は、令和6年度の当初調整給付額と本来給付すべき金額との差額になります。ともに住民税と所得税それぞれの定額減税可能額から各税額を差し引いた後の額を合算して算出いたします。また、事業専従者等は原則4万円となります。

項番4、周知については、記載のとおりの方法で実施してまいります。

項番5、補正予算額（案）は、先ほど申し上げました対象者数の増加に対応するため、歳出では2億2,400万円の給付費を、歳入では、給付費に支給件数に応じて国から支払われる事務費2,400万円を加算をした合計2億4,800万円でございます。

項番6、今後の予定は、7月上旬から申請を要しない、いわゆるプッシュ式の対象者へ通知を発送し、8月上旬から給付を開始する予定です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 ちょっと気になることを確認させていただきます。想定される対象者がこれ合計しますと2万1,000人ということだと思えますけれども、これの方が最終的に確定するというのはなかなか見込めないと思うんですが、この10月31日、受付終了ということで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

予定は立てていらっしゃると思うんですが、大体10月31日で大まか、落ち着くという考えでよろしいのでしょうか。

○委員長 臨時特別給付金担当課長。

◎三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 こちらの10月31日の期限につきましては、国のほうから、住民からの申請は遅くとも10月31日までと示されたことを受けたものでございます。今回の給付については、事務処理の基準日が6月2日とされておりまして、この基準日における税情報等の情報を区のほうで収集をして対象者を判定し、全て把握をする予定でございます。こちらで把握した対象者の方には個別にプッシュ式の通知や口座情報の確認のための確認書を送付をして、お知らせをする予定です。ただ、口座情報が不明な方は確認書の返送が必要になりますほか、その後の税額変動があった方には申請が必要になる場合ございますので、こちらへ、こういった方々への周知というのは丁寧に行ってまいりたいと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 申告漏れとか修正申告とかある中でのやり取りなので、なかなか難しいところではあると思うんですが、そうはいつても、お一人お一人税金については、やはり大切なお金の扱いであって、お金の扱い方の中にはふるさと納税とか、また、税金を納めるとか滞納するとか、本当に慎重にやらなければいけないと思うんですが、そもそも家計支援特別給付金というのはやはり様々な事情が、状況があって、お一人お一人、これ4万円ですかね、戻していくという中で漏れなくやっていただきたいなというふうに思います。なかなか最終的に100%というのは難しいと思うんですが、極力丁寧に、ご案内についても、役所からのお手紙についてもお忙しい方は開けてみるということがすぐさまでできるかということ、なかなか全ての人がそういう時間があって、お手紙をちゃんと見られるかどうかというのも難しいところではございますけれども、極力丁寧にやっていただいて、進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかに。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 家計支援特別給付金というのは、これ非常に長くかかっています。これが制度的な立つけがそのような形になっているからということもあるんですが、今回の不足給付が終了する。まず、これが始まってから、この事業が始まってから今回10月31日で終了ということですが、大体どのぐらいこの事業に時間がかかっているのか、これについていかがですか。

○委員長 臨時特別給付金担当課長。

◎三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 委員おっしゃっていただいた家計支援特別給付金全体のお話になりますが、こちらは国の経済対策等に基づき実施をしまして、令和5年の7月からの非課税世帯等への給付や定額減税を補足する給付でございます。こちらの不足額給付の終了は今年の年末頃を予定をしておりますので、全体的としては最初の支給から2年6か月程度

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

となる予定でございます。このうち、今回の定額減税を補足する給付につきましては、見込みによる調整給付を昨年8月から給付をしておりますので、1年5か月程度となる予定でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 4万円の給付に2年6か月、それを私はふざけた話だなというふうに思いますね。どれだけの経済効果が上がったのかと。逆に、じゃあ、これを受けてやっている自治体、もう10階のあの部屋ずっと開けっ放しじゃないですか。どのくらいの人的リソースを割いてきたのかって、これについてはいかがですか。

○委員長 臨時特別給付金担当課長。

◎三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 人的リソースとして区職員の体制につきましては、これまで給付事業を本務とする常勤職員のほかに、事業の状況に応じて兼務職員や会計年度任用職員により対応してございます。令和5年度中は兼務職員が多い体制でございましたが、令和6年度以降は課長を除きますと常勤職員が5名、これに加えて、事業の状況に応じて兼務職員または会計年度任用職員を最大2名配置をして、業務に当たってきたところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ここで、事務経費の歳入で2,400万というのが先ほど報告されましたけれども、とてもとても足りるようなものじゃないですよ、これ、お金からしても。人と金、両方とも物すごい自治体に負荷をかけた給付金だったと、まだ終わっていないですけど、この年末までかかるのかもしれないですが。これについて、じゃあ、物価対策として、この2年半の4万円というのはどれぐらいの効果が上がったというふうに区は見ているんですか。

○委員長 臨時特別給付金担当課長。

◎三谷洋介 臨時特別給付金担当課長 これらの一連の給付金は、国の経済対策等に基づきまして、物価高騰による家計負担の増加に対する支援として実施をしておるものでございます。窓口などでは区民の方から給付に対するお礼の言葉なども頂戴をしております、家計負担が増加している区民生活を支援するという意味では、一定の効果があったものと認識をしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そりゃ4万給付あるんだから、ゼロということはないでしょう、2年半で4万円ね。昨日、実は私のところに相談があった方というのは4月分のガス代か、3万円で、これ何だ、高いのかと、これから解明しなければいけないんだけど、今月末の電気代が払えないというご相談がありました。その方にとってみれば、確かにぼんと今4万円来てくれれば、ガス代払って、電気代も一部払えるかもしれないですよ。けれども、それというのは本当に、その方言っていたのは今回、自民党さんが出していますよね、またそういう給付金を参議院選挙向けに出しています。

(「・・・じゃないの」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 これ、どういうふうに……。政策ですよ、参議院選挙の政策ですよ。昨日、先ほど小野寺さんが朝、記者会見で言いましたけれど、あれについてどう思いますかと。それはまだ石破さんが言っている段階だけれど。もうお金は欲しいけれども、ふざけんじやないって思いますと言っていましたよ、率直に言ったら。私、やはり国がそういうふうに出てくるかもしれない。区の窓口でもそういう声は当然あるかもしれないけれども、今回、やはりこの参議院選挙に向けて出したもので、また区役所どのぐらいの負荷をかけるのかといったら、また甚大な被害じゃないですか、これ。幾つかの自治体は、これはもうやるべきじゃないと、首長がはっきり言っていますよね。ちゃんと物が言える、そういうのって大事だなと思うんですね。私は、そういう点では、これはこれできちんとやるしかないんだけど、やはり今回のああいうやり方というか、今回もこれで懲りて、もう地方自治体は反旗を翻すべきだというふうに私は思います。以上です。

○委員長 次に、情報システムの標準化について、情報システム課長、報告願います。

情報システム課長。

◎廣瀬幸裕 情報システム課長 それでは、情報システムの標準化について報告いたします。資料2をご覧ください。

項番1、特定移行支援システムの追加と対応についてです。

保健システムと障害福祉システムの標準化移行事業者より、人材などのリソース不足により、令和7年度内の標準準拠システムへの移行が困難である旨の申出がありました。そのため、事業者や所管課との協議を踏まえ、安全かつ確実な移行を進めていくため、令和8年度以降に標準化する特定移行支援システムとして令和8年度、令和9年1月での移行に向けて進めてまいります。また、表の下の方の米印に記載しておりますが、障害福祉システムと同じ事業者である生活保護システムについても、標準化移行時期を令和8年10月から令和9年1月に見直してまいります。

次に、(2) 特定移行支援システムの追加に伴う対応についてです。現行の保健システムと障害福祉システムを令和8年度も引き続き使用するため、令和8年1月に標準化するシステムとのデータ連携作業を実施します。

次に、(3) 補正予算額(案)についてです。(2)でご説明したデータ連携作業に係る経費として、歳入歳出それぞれ1,650万円を計上いたします。また、保健システム、障害福祉システムの標準化移行時期を令和8年度に見直すことに伴い、移行経費の2億18万9,000円を繰越明許費といたします。

2ページ目をご覧ください。項番の2、情報システム標準化に伴う行政事務標準文字への対応状況についてです。

今回の情報システム標準化に伴い、自治体では保有する外字を行政事務標準文字へ同定していく作業を進めています。この対応については、令和8年度以降の経過措置が設けられており、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区では以下の表に記載している時期での対応を予定しております。なお、区民周知については、国の有識者会議で周知方法などの検討が行われており、この内容を踏まえ、関係課と連携して対応してまいります。

次に、項番の3、今後の予定です。今年の2年末にシステムを入れ替え、令和8年1月から標準準拠システムへの移行と行政事務標準文字への一部システムでの対応を行います。令和8年度には、下の右側の図に記載しておりますが、特定移行支援システムがある滞納管理、生活保護、保健、障害福祉の4システムでの標準化移行を行います。

3ページ目の別紙には、標準化対象システムと標準化対象業務の一覧を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

資料2の説明については以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

早川委員。

◆早川太郎 委員 たしか1定で、生活保護システムと滞納管理システムを除いた14システムですね、3ページ目ありますけれども、は8年1月の標準化移行に向けて着実に進めているという報告がたしかあって、ただ、これ全国一斉にやっているの、他都市とかでは遅れてしまうシステムが結構あるらしいとも聞いていたので、その報告聞いたときにも大丈夫なのかなとは思っていたんですが、今回、保健と障害福祉システムも年度内ではちょっと厳しくなったという、致し方ないとは思っているんですが、今回遅れてしまうものの中には保健システムが入っているので、たしか現状、保健システムと子家センでやっている児童相談支援システムというのはデータ連携しているはずなので、一応確認なんですけれど、保健システムの標準化移行が遅れることによって、その辺、影響することはあるのかどうか、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長 情報システム課長。

◎廣瀬幸裕 情報システム課長 お答えいたします。保健システムと児童相談支援システムとの連携というのは、職員の権限付与での閲覧ができる連携となっております。そのため、システム間での連携がないことから、影響はございません。また、児童相談支援システムは標準化対象外のシステムとなっております、標準化をするシステムと標準化対象外とのシステムのデータ連携というのは年末の標準化移行に合わせて進めてまいりますので、その連携のほうはしっかりしてございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 たしか北上野の福祉施設、仮称ですか、では、データの連携というのは仮称、相談カルテシステムというのを運営して実施していくということになっていたはずで、そのカルテシステムの根幹として、データ連携されている保健システムと児童相談支援システムを活用することになっていたと思うんですけれど、今回の移行遅れによっての影響というのは、北上野のデータ連携にも影響がないということではないでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 情報システム課長。

◎廣瀬幸裕 情報システム課長 令和11年度に開設を予定しております（仮称）北上野二丁目福祉施設で導入を予定しているカルテシステムについてなんですけれども、標準化の移行時期と構築期間のほうが多ならないことから、影響はない想定でございますが、引き続き担当課のほうと連携しながら作業のほうは進めてまいりたいと考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 今、影響がないということですが、ただ、それも遅れる部分もあるので、その辺、若干影響が少なからずあるのかなと思っているんですけど、予特でも述べましたけれど、切れ目のない支援の実現を目指すなら、やはり相談体制の鍵を握るというのは情報連携であるはずで、課題も多数あることから、データ連携の意義を各所管が十分に理解した上で、必要な予算措置や人材配置を含め、体制整備を進めていただきたいって要望していて、各課がシステム化への対応を着実に進めるよう、庁内において連携をより一層深めるとともに、さらなる情報連携も視野に入れ、鋭意検討していくという答弁いただいていた。その辺、北上野担当だけでなく、関係所管、各課における課題解決に向けてしっかりと検討を進めていただいているのかなと思っているので、その標準化作業もまさに今、報告があったとおり、大詰めを迎えていて、ただ、標準化移行がされた後で、情シスが楽になんのかというと、多分その後も含めて、やはりいろいろとやることはあるんだと思っているんですけど、北上野の情報連携というのはすごく大事なことで、その辺、各課も情シスだったり、ベンダーが忙しいからというわけではなく、その分できることというのはあるはずなので、その辺はしっかり進めておいていただきたいと、これは強く要望して終わります。以上です。

○委員長 よろしいですか。

富永委員。

◆富永龍司 委員 この情報システム統一化か、標準化、すみません、これ、とても大事なことでと思っているんですけど、これに、枠に入らない23区独自のものというのがあると思っているんですけど、その辺というのは今後、動きってどうなっていくんでしょうか。

○委員長 情報システム課長。

◎廣瀬幸裕 情報システム課長 標準化では、国が定めた標準仕様書に含まれない、例えば東京都での事務とかに基づくものは標準仕様書に定められておりません。東京都におきましても、この国の標準化の取組に合わせまして別途、標準化の対象外となる東京都の関連事務を対象としました共同利用システムを構築しまして、令和12年度までに区市町村により共同利用をすることを目指していくという方針が示されております。主な内容としましては、令和7年度までは、国の標準化の目標期限がございまして、国の標準化対応へのサポートをやっておりまして、令和8年度から令和12年度にかけて、東京都版の共同利用システムの構築に向けた仕様書の作成であったり、また、システムの構築、作成、利用というのを予定しているというふうに伺っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 ありがとうございます。そうした入らないものがあって、もともとこれによって大体予算が3割ぐらいカットできるという話になったと思います、目標が。ところが、今、東京都が出した試算では1.6倍になって、この辺の費用負担どうするのかということで、毎回、区長に言いたいなと思っていたんですけど、先月、知事と区市町村長が国に要望書を提出もされていますが、やはりこの辺、さらに、こちら実は東京都23区独自のものまであって、考えると前よりかなり経費が上がっていくということありますので、その23区のほうも、やはり東京都としての負担というのも検討していただけないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 それでは、関連する理事者報告も事項も含めて、第49号議案について、ご審議願います。

早川委員。

◆早川太郎 委員 補正でいいんですね。

○委員長 はい。

◆早川太郎 委員 今回の補正には、保育所とか、あと介護、障害福祉サービスとか公衆浴場などへの物価高騰対策への支援に関わる事業が計上されていて、各委員会でも審議されていたと思うんですけど、これ支援対象期間というのが9月までの6か月となっているものも結構あって、これは昨年度、東京都が実施した補足予算の事業期間が本年9月までで、その期間に合わせて実施しているのかなとは思っているんですけど、都の補助メニューでカバーし切れない部分を区としてしっかり支援していることに関しては評価していますが、保健福祉委員会、先日の中では、補正ではなくて当初予算で対応すべきだったというような発言もあったと記憶しています。都の事業との連動を気にせず、区としての姿勢として支援を実施をすべきとは思っているんですが、ただ、昨今の都の事業の中には、区の補助金も含めて幾らみたいな事業もあって、事業者の支援金額は変わらず、区単だけが增えるみたいなこともあります。そう考えると、東京都の支援事業をうまく活用していくということをベースに考えていくなら、今回はこの時期での補正対応というのでいいのかなとも思っています。

では、10月以降の支援体制どうしていくのかということなんですが、昨今の都の対応を見ると、支援事業内容を変更していることというのも結構あるので、その辺、下半期の対応については、都の対応どうなるのかというのをにらんでいるのかなと思っているんですけど、ただ、予特の総括でも私述べましたけれど、やはり10月以降も今の状態が続いていくのなら、現場に一番近い基礎自治体として、区政における物価上昇の影響をやはりちゃんとチェックして、区民サービスや執行率の低下につながらない前に、10月以降についても迅速な対応はしっかりと行っていただきたいと、これは要望して、補正予算案に関しては賛成します。

○委員長 以上で。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 すみません、ざっくりお伺いしたいんですけど、物価高騰対策ということで補正予算が上がっております。東京都の助成金もあるんでしょうけれども、総体的に区としてどういう基準で決められたのかなという。特にざっくり過ぎて申し訳ないんであれなんですけれども、浴場組合さんについては2回目ですかね、物価高騰がする中で、私自身も地域を回っている中で5月中旬ですか、下旬まではガソリン代が高くて、運送業も大変なんだろうなって、事業者さんからも声を聞きながら、いろいろ聞かせていただく中で今回の物価高騰対策なんですけれども、どういう基準で、東京都の助成絡みですということなら、それならそれでいいんですけども、取りあえず、どういう基準で決められたのかちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長 全体的なことを言いますか。

企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えします。今回の補正予算、物価高騰対策、今回に限らずなんですけれども、これまで同様、物価の高騰の影響を受ける事業者さんの状況を注視しまして、しっかり事業者さんから話を直接聞いた上で、その状況把握した上で必要な施策、支援内容を決めたところでございます。今回、東京都と組み合わせるような形にしておりますが、当然、先ほど早川委員からお話があったように、都がカバーする部分以外の部分でもしっかり支援が必要な部分については、区独自でしっかり内容を組み立てたところでございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 今の答弁ですと、団体さんとか事業者さん、実際の現場の声を聞きながらということなんですけれども、逆に庁内から、各所管から情報を得るとか、そういうのはやらなかったんですかね。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 物価高騰対策、今回の補正予算もそうですが、組み立てるに当たっては当然、各所管が最も一番近く事業者さんと声を聞いているような状況ですので、各所管にもしっかり調査をかけた上で補正内容を組み立てたところでございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 基本的にはもちろん賛成なんですけれども、やはり我々自身が地域で回っている中で、本当にもっともっと対象にならない事業者さんとかいらっしゃるんじゃないかなって、詳細にやって調査しながら進めてはいらっしゃるんでしょうけれども、引き続き声を聞きながら進めていっていただきたいと思いますんで、要望して終わります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 本当に物価高が止まらないですね。それで実質賃金は4か月ですか、前年

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

比でまたマイナスという報道がなされています。その中で、やはり補正予算で臨機応変に物価高騰に対する対応を、今もお二人からありましたけれども、講じていくというのは非常に大事だと思うんですね。そういう点で、今回の補正でちょっとこの間、私がこういうふうに言うと、理事者は大体、中長期的な視点に立って福祉や地域活性化に資する取組を充実すると、必ずこういう答弁がハナハタのように返ってくるのね。であれば、率直に言うと、余り補正予算で対応すべきじゃないみたいな感じになるわけだけでも、やはり先ほどあったように今度また浴場組合、銭湯に対する補助をやらなければいけないって判断したというのは、これはやはり臨機応変な対応だったわけでしょ。うちは米屋さんに対する夏場の光熱費の補助は絶対必要だと、備蓄するに当たってもですね。こういうこと、一般質問で言いましたけれど、その気はないということでありました。今回の補正予算の対象事業で次年度以降も継続して中長期的という意味ですが、次年度以降も継続して負担を伴う事業が幾つあって、今後、平年化した場合に年どのくらい、後年度負担ですが、歳出増加があるか、そのうち一般財源は幾らかかるかと、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 お答えいたします。次年度以降も今回の補正予算後と同じ内容で、かつ実施期間を定めずに継続的に行うと見込んでいる事業といたしましては、例えば防犯設備設置助成のうち、地域団体への防犯設備設置等補助事業の補助率の改定の部分、それから民生委員・児童委員、ベビーシッターによる一時預かり利用支援、保育料等の第1子無償化を行う6事業の合計9事業と見込んでおります。この9事業につきまして単価や人数が補正予算時と変わらないと仮定して、平年度化したときにどれくらい増額になるかというのを機械的に算出いたしますと、歳出が約1億7,000万円の増、そのうち一般財源は約6,000万円でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今回の補正で後年度に関わる影響というのは6,000万なんですよね。そのうち保育料が、第1子の保育料、これについて先行してやるということで、これが一般財源6,000万ですから、大体その分というふうに見ていいというふうに思います。

翻って、じゃあ、先ほど中長期的な対策を物価高対策としてやるんだから、いいんだと言わないでしょ。でも、そういう構えであった場合、じゃあ、当初予算をこの2年間、振り返って見た場合に、後年度負担の問題でどういう影響が出ているのかということをちょっと質問したいと思います。

令和7年度で126事業が新規充実事業でしたよね。前年度の6年度では140事業、これが新規充実事業でありました。このうち後年度にも継続して負担を伴う事業というのは幾つあって、その歳出額はどのくらいかと。また、そのうち一般財源の歳出というのは幾らになるか、それぞれ教えていただきたいと思います。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 すみません、先ほどの秋間委員のご質問で1個補足をさせていただきます

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ますと、先ほど補正予算のところで後年度負担が生じる6,000万円というふうにご答弁申し上げましたが、これは4月から8月の先行実施分ではなくて、9月以降、都の補助が入りますけれども、区立のところにつきましては、都の補助が10分の10ではなくて2分の1になりますので、その分ということで計算をしております。4月から8月分は、今年度は都の補助が入りますので、そこは計算から除いておりますので、了承願います。

続きまして、いただいたご質問に答弁させていただきます。同じように単価や人数がそれぞれの6年度、7年度の当初予算時と変わらないと仮定いたしまして、平年度ベースで同じように機械的に算出をさせていただきました。そうしますと、7年度が38事業で、歳出が約24億5,000万円、そのうち一般財源が18億4,000万円、6年度が58事業で、歳出が約37億2,000万円、そのうち一般財源は25億7,000万円でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今を見ますと、大体、新規充実事業に計上している当初の予算というのが6年度で145億、7年度で132億ですから、一般財源がそこに充当される割合というのは、当初でいっても大体1割台、13%とか17%台なんですね、今のを聞くと。先ほど6,000万円はどう評価するかというのは補正で、なおかつ東京都がああいう動きしたのを先んじてやるという、これ、いいことやるわけで、台東区はいいことやるわけだからいいんですが、今の台東区の財政の実力からして、これがどうなのかという点なんですよ。ここ数年の物価高に対して、先ほど言ったような中長期的な視点で対策を講じるというのが一貫した姿勢でしたけれども、やはりこの間、後年度負担を伴う中長期的な対策というのは、本当に長くなっている物価高騰による生活苦ですね、あるいは区財政の現在の歳入の伸び、基金の伸び、こういうのからすると、あまりにも消極的じゃないかと、この辺についての見解を伺いたいと思います。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。区では、これまで区立小・中学校の学校給食食材の支援継続や保育所副食費等に係る支援の恒久化、また、出産費用助成の新設、聞こえの改善機器購入費助成の実施、高齢者ふれあい入浴事業の拡充など、社会経済状況などの変化を的確に捉えて様々な施策を展開してまいりました。また、今年度からは新たに区立小・中学校等に通う児童・生徒が使用する補助教材等の費用助成、これも新たに開始をし、また、先ほどからお話があります今回の補正予算案の中で保育料等の第1子無償化、そういったことにも取り組んで、中長期的な視点に立って支援を拡充して、区民負担の軽減を図っているところです。今後につきましても引き続き、繰り返しになりますが、物価高騰などの影響を受ける区民、事業者の状況把握に努め、必要に応じて臨機応変に対策を講じてまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 寺田さんが言った、先ほどの運送業とか、あるいはお米屋さんに対してもお願いしますよ。それは本当に今、大変な思いして営業を継続するかどうかという中ですから、ぜひ現場の声を聞いていただきたいということをまず申し上げたいのと、あと台東区の例えば

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

10年間の財政の推移から見たら一般財源で大体、この10年間で70億ぐらい一般財源が真水で増えているわけですね。先ほどの金額というのはもう決して十分な物価高騰対策とは言えないと。あと、それ以外に歳計剰余金も30から50ぐらい、翌年度繰越しで大体、最低でもそのぐらいあるという、私、今回も見ていますので、そういう点では、これだけの実力がある財政、しかも基金は何とこの10年間で178%増やしているわけです、180%近く。これを今、一番大変な物価高で苦しんでいる区民に使わずして何するんだというのは、私はもう一番このところは言いたいと。確かに今回の補正は、保育料の第1子からの先行して行うとかいう点では、本当にこれは必要だし、また、半分は不動産買うんだけれどね、大事な不動産ですけどね、6億数千万はそうですから。だけれども、ちょっとそれは必要なものですし、あと、なおかつ物価高騰対策も小規模だけれども、必要なものであるということではもちろん賛成しますけれども、やはり非常に物足りないというかね、今の区民の現実からすると、昨日の相談もそうだったけれども、本当に切ない話がたくさんあります。本当にその辺はぜひ現場の声をもっともっと聞いていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 よろしいですね。

富永委員。

◆富永龍司 委員 すみません、今回の補正予算について、今までいろいろ皆さんの話がありまして、確かに第1子無償化を先んじてやるということは大変評価させていただきます。今、あった物価高に対する中長期的な支援というのも、もちろんそれはやっていただきたいですが、やはり本当にこれから世界情勢、特に今、中東情勢が非常に不安定になってしまいました。今後、本当にエネルギーとかがどうなっていくのか、それによる物価高も、こんなもん多分計算できないし、見込めないと思いますので、やはり幅広い意見を聞きながら今後しっかり対応をしていただきたいと思います。これについては賛成いたします。

○委員長 分かりました。

拝野委員。

◆拝野健 委員 賛成をお願いします。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第2、第50号議案、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別す

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

情報政策課長。

◎小野田登 情報政策課長 それでは、第50号議案、東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由は、行政的手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号法の改正に伴い、条例上の個人番号の利用範囲に関して所要の整備を行うものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表をご覧ください。独自利用事務を規定する別表第1及び別表第2の3の項、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務については、個人番号法に基づく命令に準法定事務として規定されました。それに伴い、各自治体において条例に規定することなく、個人番号を利用した情報照会が可能になったため、不要となった本規定を削除し、項の繰上げを行うものでございます。なお、照会できる情報の範囲に変更はございません。

2ページの附則をご覧ください。執行日は令和7年7月1日としております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

本案については、議案どおり決定することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第3、第51号議案、東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び案件第4、第52号議案、東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2議案は、関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

また、本案は、理事者報告事項、総務部の1番、部分休業制度の拡充等についてが関連いたしますので、説明と一括として報告を聴取し、審議いたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それでは、第51号議案、第52号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 それでは、第51号議案、東京都台東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第52号議案、東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び報告事項1番、部分休業制度の拡充等についてご説明いたします。

初めに、報告事項についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

項番1、目的です。子を養育する職員の柔軟な働き方を一層推進するため、育児・介護休業法の一部の改正に伴い、所要の措置を行います。また、育児を行う職員の家庭と仕事の両立を一層容易にするため、育児休業法の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充します。

項番2、育児・介護休業法の一部改正に伴う対応が第51号議案に関する説明です。妊娠、出産等について申入れをした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、令和7年10月1日より資料記載の①から④の措置が事業主に義務化されます。なお、本区では、妊娠報告時面談などを活用し、これまでも適切に措置を実施しているため、これまでと同様の対応をしております。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。続きまして、項番3、育児休業法の一部改正に伴う対応です。こちらが第52号議案に関する説明です。部分休業については、育児休業法において、取得する子の対象年齢が、常勤は小学校就学の始期に達するまでの子、非常勤は3歳に達するまでの子と定められています。そのような中、非常勤職員の子の対象年齢について、常勤同様、小学校就学前に拡大されます。また、部分休業の取得について、現行の1日につき2時間の範囲内で勤務しないことに加え、資料イメージ図内の改正後の②のとおり、1年につき10日相当の範囲内で勤務しない形態を新たに設け、職員はいずれかの形態を選択することが可能となります。なお、いずれの形態につきましても、無給となります。

イメージ図の下の説明をご覧ください。上記②の付与時間については、常勤は1日の勤務時間、7時間45分の10日分で77時間30分となります。非常勤は職によって勤務時間が異なるため、1日当たりの勤務時間に10を乗じた時間数となります。なお、施行日が10月1日となるため、令和7年度につきましては、常勤、非常勤ともに半分の時間数となります。

続きまして、項番4、改正する条例です。資料記載の2条例を改正いたします。

最後に、項番5、今後の予定です。10月1日の施行に向け、システム改修など、資料記載のとおり準備を進めてまいります。

報告事項は以上でございます。

次に、議案についてご説明いたします。第51号議案及び第52号議案のいずれの議案についても、報告事項でご説明した内容を条文に反映するものでございます。

議案についての説明は以上です。いずれの議案につきましても、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長 それでは、第51号議案、第52号議案及び報告事項について、ご審議願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 部分休業制度の拡充ということで、最初の51号のほうですかね、ごめんなさい。それで、もう庁内では既にやっていらっしゃるということと、それで気になるのが新採の方、また、若い方、初めてこの制度を使う方、どういうときに使えばいいのかなとか、単純な相談も含めて、庁内ではどのようにご案内して、また対応されているんですか。それぞれ所管ごとにやっていらっしゃるかもしれないんですけど、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長 人事課長。

◎飯田辰徳 人事課長 お答えいたします。今回、部分休業など、子育て等に関する各種制度をまとめたハンドブックということで、子育て・介護と仕事の両立支援ハンドブックというものを今、作成しております。こちらの内容につきましても、今回の改正内容を踏まえまして種々更新しまして、特段、課長会などで周知するなど、全庁、全職員に情報が伝わるように取り組んでいきたいと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 育児と仕事と両立ということで、振り返りますと、私が若い頃はこういうのはなくて、本当、今の時代は羨ましいなって、そうはいっても、仕事の状況によっては、どれだけ活用できるのかなとは思いますが、仕事の活力につながるようにどんどん進めていていただきたいのと直接、報告には関係はないかもしれませんが、つまり、民間でもこれ同じようにということですよ。なので、台東区として事業団になるんですかね、しっかり見守って推進していただきたいなというふうに要望して終わります。以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

第51号議案及び第52号議案の2議案について、一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本案については、いずれも原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第5、第56号議案、東京都台東区立区民館条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

用地・施設活用課長。

◎坂本一成 用地・施設活用課長 それでは、第56号議案、東京都台東区立区民館条例等の一

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、集会施設の利便性向上の取組において、利用要件等の見直しに当たり、利用区分の統一化を行うため、該当する東京都台東区立区民館条例、東京都台東区立一葉記念館条例、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例、東京都台東区立産業研修センター条例、東京都台東区立浅草文化観光センター条例、東京都台東区立健康増進センター条例及び東京都台東区立環境ふれあい館条例の7つの条例において、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表の1ページをご覧ください。東京都台東区立区民館条例を例にご説明いたします。今回、利用区分を区内と区外の2区分に統一するため、集会施設、集会室等を使用できる者について、第5条の条文を新旧対照表のとおり改めるものでございます。また、第8条は、区外使用者の使用料が区内の使用料の5割加算であることについて、記載のとおり要望を改めるものです。同様に2ページから8ページにかけて、各施設の条例を改正し、加えて現行で5割加算の定めがない施設については新たに指定いたします。

新旧対照表の9ページをご覧ください。附則でございます。本条例につきましては、令和8年1月4日から施行を予定しています。また、附則第2条から第15条には一部改正に伴う経過措置及び準備行為を規定し、準備行為については、公布の日から施行します。

本案については、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。よろしいですか、ですね。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第6、第59号議案、金杉区民館下谷分館大規模改修空調等設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、第59号議案、金杉区民館下谷分館大規模改修空調等設備工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本件は、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約であり、議会の議決をお願いするため、提案させていただくものでございます。

次のページをご覧ください。項番2、契約の方法は制限付一般競争入札です。

項番3、契約の金額は消費税込み1億5,400万円で、項番4、契約の相手方は株式会社アル

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ファー企画東京支店でございます。

続きまして、参考資料の入札経過調書をご覧ください。本件は3社による入札となり、第2回目の入札で落札者が決定したものです。

工期につきましては令和9年3月18日までとなっております。

次のページをご覧ください。工事概要につきましては資料記載のとおりです。

本議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長 本案について、審議を願います。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第7、第60号議案、（仮称）北上野二丁目福祉施設用地地中障害物撤去工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、第60号議案、（仮称）北上野二丁目福祉施設用地地中障害物撤去工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本件は、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約であり、議会の議決をお願いするため、提案させていただくものでございます。

次のページをご覧ください。項番2、契約の方法は制限付一般競争入札です。

項番3、契約の金額は消費税込み1億9,470万円で、項番4、契約の相手方はゼクオス株式会社でございます。

続きまして、参考資料の入札経過調書をご覧ください。本件は、当日の応札辞退があったため、10社による入札となり、第1回目の入札で落札者が決定したものです。なお、4社が最低制限価格未滿で応札し、失格となっております。

工期につきましては令和8年2月27日までとなっております。

次のページをご覧ください。工事概要につきましては記載のとおりです。

本議案についてのご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 これと、あと次の旧下谷小学校のやはり土壤汚染の問題もそうなんですが、地下にある問題というのはなかなか見えないだけで、非常にその後の区が所有した後、あるいはもともと所有している問題もそうですけれども、なかなか難しい問題あるなというのをこれ感じました。今回も地中障害物の撤去工事に最低制限価格未満のところは4つ出てきて、それで、これって下谷小学校のときはこれで不調になったわけですね、1回ね。そういう点でもやはりこの辺というのは、事前の、やはり予定価格の算出の積算を可能な限りですけれども、正確にやる大事さというのを感じたところです。多分、北上野二丁目の地中障害物ですけれども、これは東京都と台東区の間でね、台東中学と、あと上野忍岡高校との土地の交換契約でありました。この土地を交換をした際に、障害物あるいは土壤汚染等をそれぞれの土地に付随する諸問題が起こった際の、いわゆる債権債務の関係についてはどんな約束があったのか、これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 委員ご指摘のとおり、（仮称）北上野二丁目用地の上野忍岡高等学校敷地は、平成23年3月に元浅草三丁目にある旧台東中学校土地、建物との交換により取得いたしました。その際、東京都と台東区は、お互いに高等学校及び中学校それぞれに地中埋設物が存在することを了承した上で現状有姿で交換することとし、相互の責任において処理する旨の覚書を取り交わしております。今回の工事はその覚書に基づくものとなります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そのときに、それを交換あるいは取得するときに、事前に台東区がどこまでその土地の中に何があるとか、あるいはそういう汚染された物質があるとかね、そういうのはどこまでこう。というのは、例のヒューリックにですね、浅草橋のヒューリックに土地買うときのたしか4億円ぐらいの土壤、4億円じゃ、2億8,000かな、何か2億8,000ぐらいかな、土壤汚染対策、台東区がやったわけですね。あれは台東区の土地だからっていえば、そうかもしれないけれど、権利は60年間ヒューリックにあるわけで、そういう点では、そういう問題も含めれば、やはり土地を取得するとき、あるいは交換等を何かやるときに、事前にその中のものというのを、やはりできるだけ可能な限り精査するというのは非常に大事だと思うんですが、そういう土地を取得する際に付随する可能性のある問題について、台東区の考え方というのはどうなんですか。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 土地を取得した後に生じる可能性がある問題としては、今回の地下埋設物であるとか土壤汚染あるいは軟弱地盤などが上げられます。これらについては、原則的には売主が調査を行い、問題が判明した場合には売主が対応するものということとなっております。区といたしましては、土地を取得する際には売主にしっかりと地下埋設物等の有無の確認を行うとともに、取得後に問題が明らかになった場合の責任や対応を明確にするよう努めてまいりたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 秋間委員、これ私立ち会ったから分かるんだけど、・・・の価格差がすごい出てきた。条件として、解体して更地にするという条件で交換したんです。忍岡高校の土地を、向こうのほうが、要するに台中のほうが高かったわけですね。同じ行政同士の交換というのは同じ価格でないと交換できないというルールがあるから、全部解体して更地にして、なおかつ少し上乗せをして交換をしたという経緯があった。だから、もう既に調べるとか何かする前にもう全部ばあっと更地になってしまったという状態で交換したから、下を調べるというところまでは全くあの状態では考えられなかった、当時は。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 委員長がそういう体験されているんでしょうけれども、今回2億円の工事費がかかるわけです。台中のほうも実は地下構造物ありますよ。だって、私、毎朝見ているんだから、自分の家その隣なんだから、上から見ると、ああ、これ地下の構造物、台東区はあるのに、これ売主ですから、売主側が説明したのになという、こういう問題、東京都から説明受けなければいけない、こちらも説明したのかなって。

先ほど課長の答弁でいえば、その辺というのを、やはり今の委員長の発言だとさらとやってしまったみたいな感じに受けるけれど、決してそのようなわけにいかんだろうと私思うんですね。だから、その辺のところ、今日何だというわけじゃないですよ。だけれども、これからも土地に関する問題というのはあり得るわけで、この後の下谷小のところもだってでも、これは、率直に言ったら、前の会社から購入したところの土壌の問題というものはあるわけで、やはりこの辺のところというのは取得するか売るかというのは、立場は別にしても、やはり可能な限り地下の状態というものを把握した上でも対応するべきだということだけ申し上げておきます。

○委員長 私も言いたいけれど、ちょっといいや。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これで採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、議案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第8、第61号議案、台東病院等医療情報システム用機器の買入れについてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、第61号議案、台東病院等医療情報システム用機器の買入れについてご説明いたします。

本件は、予定価格が2,000万円以上の物品の買入れであり、議会の議決をお願いするため、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

提案するものでございます。

次のページをご覧ください。項番2、買入れの品目は医療情報システム用機器一式、項番3、買入れの方法は随意契約です。随意契約の理由でございますが、台東病院等医療情報システム更新業務委託に関わるプロポーザルを実施し、第一優先交渉権者に決定したことから、随意契約とするものでございます。

項番4、買入れ金額は消費税込み1億12万5,982円で、項番5、買入れの相手方は株式会社ソフトウェア・サービスでございます。

本議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第9、第62号議案、旧下谷小学校及び東上野四丁目倉庫跡地土壤汚染対策等工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、第62号議案、旧下谷小学校及び東上野四丁目倉庫跡地土壤汚染対策等工事請負契約の一部変更についてご説明いたします。

本件は、契約金額の変更額が議会の議決を経た契約金額の3%を超える増額となりましたので、議会の議決をお願いするため、提案させていただくものでございます。

次のページをご覧ください。項番1、契約変更の理由につきましては2点あり、1点目として、基礎解体撤去工事等において当初予定数量以上の地中埋蔵物が出土したため、2点目として、上野警察署の新築工事の予定に合わせて、山留め切断工事を令和7年度に施行する必要性が生じたことから、本契約に当該工事を追加するためでございます。

項番2から項番4についてです。新契約金額は4億4,280万5,000円、現契約金額は4億89万5,000円で、差引き増減額は4,191万円の増となります。増減率は10.45%の増でございます。

本議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 やはり地下の問題になりますが、あともう一つは契約の範疇というか、この辺の問題でちょっとお伺いしたいんですが、2つの理由がありますよね。そのうちの（2）のほうなんですけれども、この山留め切断工事を当初は令和8年度に予定していたけれども、令和7年度に施工する必要が生じというふうに書いてありますが、この工事本体、当初の工事の中に山留めの工事は、切断工事は、これは入っていなかったか、別のものなのかと、これについてはいかがですか。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 本来的には別の工事の扱いという形になります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ですから、これだけのまた4,000万円、これだけじゃないけれども、補正が、増額補正がされているわけだと思うんですね。このぐらゐの請負工事契約の範囲が変更、変更されるというか、追加されるというか、そういう場合ですね。やはり新たな契約の入札をするかどうかの判断を行うべきだと思うんですが、これについては根拠はどうなんですか。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 委員ご指摘のように、新たに入札をするのかどうなのかというようなところは、状況に応じて個々に判断をさせていただいております。今回のケースにつきましては、主管である地域整備第一課及び工事担当課である施設課とも協議した結果、今後、旧下谷小学校跡地では、小学校講堂及びその周辺の埋蔵文化財調査並びに講堂の基礎解体工事が予定されておりまして、上野警察署の新築工事の予定に合わせるためには、できるだけ速やかに山留め切断工事を施工し、完了させなければならないこと、また、ほかの業者が混在すると責任の分界点の課題が生じることから、安全管理上、同一の業者が請け負うことが望ましいこと、加えて汚染土の入替えのための対策として設置した山留めのため、関連性があり、現在実施している工事の中で切断も対応できることという以上のことから、現事業者をお願いすることが妥当と判断をしたところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 特養竜泉のときの外構工事で私は別途発注すべきだと、それはいうふうなものを言いました。それはただ、やはり環境の問題というかね、外構環境の何かをやはり建てたところがやったほうが円滑に済むじゃないかって、それも納得しましたけれども、この工事もうさだということなんだと思うんですね。ただ、これ一つ一つのものをどの工事というふうには言わないです。実はその工事で入って、ほかの工事まで取ってしまうというかね、ちょっと言葉は悪いですけど、公正さが欠くような場合だけはやはり避けるべきだというふう思うんですね。だから、そこのところは分離分割発注全てね、全部これ原則でやれというふうな硬いこと言わなければいけないのか、だけれど、言わないまでも、やはりその辺は区民から見たら公正にやられているということは、今の説明で分かりましたので、それについては今回はいいと思うんですが、一つ一つ、やはり精査していく必要があるかなって、議会はね。というふう

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に思います。以上です。

○委員長 こう見ると、台東区の土地って土壤汚染が多いという意識を持っていかな駄目だね。もうしようがないけれど、そういうことでお願いいたします。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたします。

○委員長 次に、案件第10、第63号議案、公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題といたします。

本案は、理事者報告事項、用地・施設活用担当の1番、旧特別養護老人ホーム蔵前等施設の活用についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、決定いたしました。

それでは、第63号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

用地・施設活用課長。

◎坂本一成 用地・施設活用課長 それでは、第63号議案、公の施設の区域外設置に関する協議についてご説明します。

初めに、報告事項、旧特別養護老人ホーム蔵前等施設の活用についてをご説明いたします。資料3をご覧ください。項番1、荒川区への貸付けについてです。旧特別養護老人ホーム蔵前等施設は、荒川区が所有する特別養護老人ホームグリーンハイム荒川に暫定的に貸付けを行います。今回、貸付け等に関する事項を定め、地方自治法第244条の3の公の施設の区域外設置の協議などの手続を、荒川区と連携して進めてまいります。

項番2、貸付けの概要です。（1）貸付期間及び（2）貸付範囲は、令和7年8月1日から令和9年9月30日までの26か月で、全館を貸し付けます。（3）貸付金額は、月額443万6,500円とします。（4）施設の維持管理等につきましては、施設運営に要する公共料金や修繕費用、原状回復費用などは荒川区の負担とします。

項番3、公の施設の区域外設置に関する協議です。地方自治法の規定により、台東区の区域内に荒川区の公の施設を設置することについて協議し、この協議について同法の規定に基づき、台東区、荒川区双方で議決を行います。

項番4、その他です。台東区地域防災計画に基づく二次避難所利用を可能とするため、施設利用に関する協定を締結してまいります。

項番5、今後の予定です。7月に賃貸借契約を締結し、8月1日より貸付開始となります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

報告事項につきましては以上でございます。

続きまして、第63号議案についてご説明します。

ただいま報告事項でご説明したとおり、地方自治法第244条の3の公の施設の区域外設置についての規定において、第1項で協議をすること、第3項で協議のために議決を経ることとなっています。協議の内容は別紙、公の施設の区域外設置に関する協議書のとおりです。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○委員長 それでは、第63号議案及び報告事項について、ご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 二次避難所の問題なんですよ。これは、荒川区の指定管理者が荒川区の公の施設を区内で運営するわけで、設置するわけで、そういう点では二次避難所としての利用について、こういうケースというのは多分これも初めてだと思うんですね、ほかの区の。そうしたときに協定を結ぶというふうにありますけれども、これ、どういう今、協定なのかと。それで現在、台東区は二次避難所の協定はほうらいの清峰会とか、あとフレスコ会ですか、浅草のフレスコ会、あとすみれ会とかね。あと私びっくりしたのは助産師会とも、これは子供と母親の、なかなか避難所で困難な場合には、妊産婦あるいは子供というの、乳児、乳幼児というの、助産師会とも協定をしていると。そういう点で今回どういう協定なのかと、今やっているような、フレスコ会などとやっていような協定と同じなんですか。これについてはいかがですか。

○委員長 用地・施設活用課長。

◎坂本一成 用地・施設活用課長 お答えいたします。荒川区と締結する旧特別養護老人ホーム蔵前等施設における二次避難所施設利用に関する協定書は、社会福祉法人清峰会やフレスコ会などとの協定と同様の内容で、所管の危機・災害対策課と共に荒川区と調整しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 分かりました。それは多分それしかないのかなということは思うんですね。ただ、ここでいうと一番あれなのは、例えば備蓄倉庫を設置することを約束してもらって、そして、そこに災害時の二次避難所で使用するような備蓄、これを明確に書いてあるんですね、そのスペースを取るとか。そういう点では、荒川区にその辺のことをお願いするのはいいことなんだけれども、なかなかこれ向こうもそういうところを、恐らくそれはのんでくれると思いますけれども、向こうの運営についてのいろいろな課題が出てくる可能性もあると。

あと、もう一つ、台東区は少なくとも区立のこういう施設ですね。例えば特別養護老人ホーム、台東区立の特別養護老人ホーム等の場合には、こういう協定書というのはないわけで、ただ、運営者との関係では合意しておかなくちゃいけないんで、そういう点では区立蔵前特養で今まで想定していた二次避難所との今回、違いというのは出るのかどうか、この辺については

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

どうですか。

○委員長 用地・施設活用課長。

◎坂本一成 用地・施設活用課長 お答えいたします。二次避難所の想定も旧施設、旧蔵前特養があった施設のときのものと今回は相違はないもので調整をして進めているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今回、特養竜泉の視察をさせてもらって、あそこは今回ね、二次避難所、明確にこことここというのを明確にしましたよね。あれは非常にいいことだなというふうに思いました。旧区立蔵前特養は東京援護協会がやっていたわけですが、あれは区立でしたから、やはりこういう協定書ではなかったわけですね。そういう点では本当に同じだけのことができるのかなというのは、率直に言うと思います。ただ、やはりこれは協定して協力をしてもらうしかないと思うので、そういう点では、ただ、荒川区との関係もあるので、その辺は円満にまとまるのがいいんですけど、やはり台東区は主張するべきところは主張して、やはり貴重な二次避難所というのはなかなか本当にまだまだ具体化に距離がある分野なので、そういう点では1回協定を結んだら終わりということじゃなくて、継続して話し合いを続けていくことも含めてお願いしたいというふうに思います。以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第11、陳情6－6、原発ゼロと再稼働反対についての意見書の提出を求めることについての陳情を議題といたします。

本件は、前回の委員会で継続審査となったものであります。

それでは、本件について、ご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうですね、やはり今、イスラエルがイランに核施設を攻撃すると、先制攻撃しました。その前にはロシアがウクライナ原発を、ミサイルを撃ち込むという点では、国内の核施設、これは原発も含めてですけども、あるいはウラン濃縮工場だとか、そういうことも含めれば、非常にこれ原発がその一角を担うわけで、一角を担うと言うのはおかしい、一部になるわけで、そういう点では重大なことになるなど。特に最近あれなのは、あれですよ、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

核の廃棄物を、核のごみを地下に埋設して300メートルだとか今、北海道の2つと、あと玄海町か、のところで受けて今、資料調査をやっていますけれども、それから、ああいうところで、じゃあ、300メートル地下に今の放射性廃棄物を、その核のごみを埋蔵しても、あのアメリカのすごいあれで、どかんと地中を破壊されたら、これ今イランあれでしょ、何か放射能が拡散してんじゃないかというような報道も、これは真実かどうか分からないんですけども、あるとなったときに、やはり核というもののからの脱却を人類はしていかなければいけないんじゃないかということを、何か最近は特に感じるところであります。

あともう一つだけ言わせていただくと、東海村の東海第二原発ですよ、これ東海村の村長が、これがオーケーしてしまったんですが、しかし、東海第二原発つったら、この3年間で十数回事故があって、最近もあったんですよ。原子炉のすぐそばでのケーブルが切断されて、すごい高熱になってしまったというのが、たしか先月じゃないかな、あったでしょ。だから、そういうところで、やはり行け行けみたいなものの雰囲気がある今の中東情勢だとか、あれがなると、またさらにそういうのをあおるわけだよね。化石燃料はもう駄目なんだって。もちろん化石燃料はよくないんだけど、自然エネルギーなんだけど、もうということがあります。あと一番近いですから、あそこは首都圏に一番近い原発として周りの自治体の合意を取り付ける、やはりそういう圧力が高まっていると。

あともう一つは、やはり柏崎刈羽ですかね。柏崎刈羽は、東京の都民が使う電力を供給するところで、ただ、万が一のことがあったときには新潟県民に苛酷な思いをさせてしまうという点では福島と全く同じであります。これについても残念ながら新潟の県議会は住民投票を、これは否決しましたけれども、やはり拮抗している、その世論は拮抗して、県議会だってあれだけの議論になるわけですから、そういう点では、やはりこれは核、原子力発電からの撤退、自然再生エネルギーへの急速な移行ですね、これしか人類を救う道、日本を救う道はないんじゃないかということで、やはりこれは採択を主張するしかないということでもあります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 秋間委員のおっしゃっていることはよく分かるんですが、今まさに言っていたとおり、原発を含めて少なくとも原発を必要としない日本になるということは必要だなと思っているし、自然エネルギーを進めていく、それも進めていただきたいと思うし、ただ、そういう意味でいうなら、まだそこは進み切っているところがあるのかということと、やはり蓄電技術ってもっと進んでいくんだろうと思っていますが、その辺の進み具合というところもあるので、その辺はまだちょっと議論していきたいということで、我が会派としては継続でお願いいたします。

○委員長 ほかに。

富永委員。

◆富永龍司 委員 本当に秋間委員、この陳情者の思いはよく分かります。私も随分前かな、この陳情を受けたときに、やはり将来的には原子力というのはなくなるべきだと思っておりま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すが、先ほど言ったとおり今、でも、日本は多くがまだ火力6割強かな、火力発電に頼っているところがあって、やはりこのCO₂の問題も含めて、あとエネルギー施策、今、海外で不安定さ、これがやはり物価高に影響するという、いろいろな課題もあるので、この辺の問題は、うちの会派としてはやはり国の政策をしっかりと見極めながら進めていきたいと思いますので、継続でお願いいたします。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 うちの会派も継続でお願いします。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 本当は一番安全安心がいいのかなというのはよく思うんですけども、廃炉まで二、三十年かかること、その間のコストのこともありますし、発電的、要はタービンを何で回すかということと、太陽光はちょっと別ですけども、太陽光も、じゃあ、結局どうしていくのかというところで、課題が山積みの中で、その選択肢を一つなくしてしまう上で考えていくというよりは、まだ今はやはりいろいろな選択肢を残しながら、いろいろなエネルギー供給源、多様なエネルギー源を供給しながら、維持しながら、まずは区民、国民の安心した電力使える環境というのは大事なかなと思っております。我々の使っているインターネットでさえも、どっかのデータセンターで電力消費していますし、やはり電力はどうしても使ってしまうので、それがたまたま海外の電力を使っている場合もあるし、国内の電力使っている場合もありますし、電気と我々の生活というのは切り離せない中で、スイッチ切るみたいにすぐ原発がゼロになればいいんですけども、廃炉しても二、三十年は、やはりコストのこともありますし、その人のこともありますし、理想としてはやはり原発の危険性というのは我々2011年経験していますので、その上でどうしていくのかというのは反省しながら、一緒に考えていきたいなと思いますので、継続でお願いいたします。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 言いました。

○委員長 言ったね、はいはい。

これより採決……。どうしましょうか、よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

本件については、継続の意見が多数ありますので、継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、案件第12、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本委員会の特定事件については、議長に閉会審査中の継続調査の申出をいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

（櫻井議会事務局次長朗読）

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については一括して聴取いたします。

初めに、土地の取得について、環境ふれあい館ひまわり2階及び7階空調設備等取替工事請負契約の締結について及び道路改良工事（07-05）請負契約の締結について、経理課長、報告願います。

経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 それでは、総務部の報告事項2番、土地の取得についてご報告いたします。資料5をご覧ください。

まず、項番1、谷中保育園隣接地です。本件は、去る6月10日の子育て・若者支援特別委員会におきまして、所管課である児童保育課から報告をさせていただいております。

取得物件は、住居表示で申し上げますと、上野桜木二丁目16番、谷中保育園の南側に隣接している土地で面積は274.41平方メートルです。

取得の目的は、現在、谷中保育園は幅員4メートル未満の市道にしか接道しておらず、車両の搬入が制限されているなどの課題があることから、隣接地を取得することで課題の解決を図りながら、既存の敷地と併せた効果的な活用を推進するためです。

次に、項番2、密集住宅市街地整備促進事業用地です。本件は、6月16日の産業建設委員会におきまして、所管課である地域整備第三課から報告をさせていただいております。取得物件は3件ございまして、1件目が谷中五丁目11番、七面坂の中ほどにある土地で、取得面積は約74.6平方メートルです。

恐れ入りますが、次のページをご覧ください。残りの2件は、谷中五丁目6番、岡倉天心記念公園と防災広場初音の森のほぼ中間にある土地で、面積が約8.7平方メートルと7.6平方メートルです。

（2）取得の目的は、主要生活道路A路線（六阿弥陀通り）とG路線（七面坂）の道路拡幅整備を行い、防災性の向上を図るためです。

項番3、今後の予定です。今月開催予定の財産価格審議会を経まして、それぞれ土地売買契約を締結してまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、総務部の報告事項3番、環境ふれあい館ひまわり2階及び7階空調設備等取替工事請負契約の締結についてご報告いたします。資料6をご覧ください。

本件は、1億円以上の工事請負契約のため、本委員会にご報告させていただくものです。

項番2、契約の方法は制限付一般競争入札です。

項番3、契約金額は消費税込み1億4,740万円で、項番4、契約の相手方は株式会社フルヤでございます。

項番5、工事概要につきましては資料記載のとおりです。

項番6、契約日は令和7年6月9日で、項番7、工期は令和7年6月10日から令和8年5月29日までとなっております。

次のページの入札経過調書をご覧ください。本件は、当日の応札辞退があったため、3社による入札となり、第3回目の入札で落札者が決定したものです。

本件についてのご報告は以上です。

続きまして、総務部の報告事項4番、道路改良工事（07-05）請負契約の締結についてご報告いたします。資料7をご覧ください。

本件は、1億円以上の工事請負契約のため、本委員会にご報告させていただくものです。

項番2、契約の方法は制限付一般競争入札後の随意契約です。

項番3、契約金額は消費税込み1億2,848万円で、項番4、契約の相手方は早川建設株式会社でございます。

項番5、工事概要につきましては資料記載のとおりです。

項番6、契約日は令和7年6月9日で、項番7、工期は令和7年6月10日から令和8年3月18日までとなっております。

次のページの入札経過調書をご覧ください。本件は2社による入札となり、3回目まで入札を行いましたが、落札せず、最低価格を提示した早川建設株式会社と価格交渉を行った結果、予定価格内に収まり、契約の相手方として決定したものでございます。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 初めに、土地の取得について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、環境ふれあい館ひまわり2階及び7階空調設備等取替工事請負契約の締結についてのご質問がありましたら、どうぞ。よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、道路改良工事（07-05）請負契約の締結について、ご質問がありましたら、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは、非常に、結局、落札せずで不落随契という形になりましたで、これのやはりちょっと金額の乖離ですよ。1回目の入札で台東区の予定価格との乖離が1,800万、3回目の入札で1,600万円以上の開きが出たということ、ちょっとこれは大きいと思うんですね。この乖離している根拠というのはどこにあるのかって、これについてはどういうふうに見ているんですか。

○委員長 土木課長。

◎高杉孝治 土木課長 お答えします。応札業者に提供する資料には、工事内容と設計数量が明確に記載されております。また、本件に限らず道路工事の設計積算は、国や都も使用している最新の労務単価と資機材、材料単価を使用して積算しております。よって、区の予定価格は適正であると認識しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 業者との乖離は、根拠はどこにあるのか、分からないなら分からないんでいいですよ。つまり、相手の腹は分かんねえというんならそれでもいいんだけど、恐らくこうじゃないかというのは、つまり、率直言ったら、この2社というのはもう大体必ず出てくる2社ですからね。もう必ず土木で出てくる2社。それで台東区お世話になってますよ。この2つの中小企業、零細企業というの、中小企業……。ということは、台東区がそういう積算するというのは分かっているわけじゃないですか、大体は。だけれども、これだけ乖離が出てしまうつつうのは、そういう意味で聞いたんだけどね。それは答えられないんならそれでもいいんですけど、言いたいことは、つまり、現場へのしわ寄せですよ。

だから、公契約条例始まっていますし、あと担い手3法ですね、これが前年度から、こういうものが、そうか、次の質問だったんだ、予定価格に的確に反映しているのかという、これが次に質問したかったということなんですけれど、適切って今言われてしまったからさ、これはあれですけどね。やはりこの後のインフレスライド条項の問題もあるし、土木の現場はもう圧倒的に外国の労働者を、外国人の方の労働力ですから、そういう点では一番、公正にきちんと現場が継続してできるような、そういう予定価格で、ああ、こういう基準でなっていますというだけじゃなくて、現場の声もやはりぜひ聞いて、あっ、ちょっと今回、台東区さん、厳し過ぎるよという声が出るんじゃないですか。その辺のところは、じゃあ何でなのというのも率直言って、あの基準どおりやれば、それは大体もうぼんとたたけば全部出てしまうわけで、もうそれでええのかという話というのもあるわけで、今回ちょっとこれだけ、土木って割合この間、でも、結構、不落随契増えてきてしまったかね。建築などとか、この間ずっと不調も多くなってきたし、あれですけども、その辺のこと、まして的確だって分かりましたから、これは信じましょう、そういうことで。

○委員長 拝野委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆拝野健 委員 やはりあれですよ、公契約条例で労務単価も、人工の金額出ていますけれども、それじゃ全然人が集まんですよという中で、昼夜工事ということもあって、期間もあると、人工ですよ、人のお金がやはりどうしても、まず役所はやはりどうしても金額としてはその金額で出すんで、そのずれなのかなんて思うんですけども、これは何かなかなか難しい問題ですけども、本当、秋間委員おっしゃるように、しわ寄せがなるべく行かないようにと、やはり同じ思いですので、頑張ってください。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、インフレスライド条項の適用について、経理課長、報告願います。

経理課長。

◎田渕俊樹 経理課長 それでは、総務部の報告事項5番、インフレスライド条項の適用についてご報告いたします。資料8をご覧ください。

項番1、インフレスライド条項についてです。インフレスライド条項は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときに、契約金額の変更を請求することができる措置であり、基準日以降の残工期が二月以上ある工事を対象に、残工事の資材、賃金の増減分に適用するものです。通常、合理的な範囲を超える予見できない価格の変動について、発注者と受注者で協議し、その負担を分担しようとする考え方に基づくもので、令和5年度、令和6年度においても適用いたしました。

次に、項番2、インフレスライド条項適用の背景です。令和7年3月から適用する東京都の公共工事設計労務単価が対前年度比で約5.9%の上昇となっております。そのため、契約時から大きな変動が生じており、現在の契約金額では適切な工事の履行が困難な案件が発生している状況です。

次に、項番3、適用の対象となる工事です。令和7年2月28日以前の旧労務単価で契約しており、かつ残工期が基準日より二月以上ある工事といたします。

次に、項番4、適用を予定している工事です。適用を予定している工事は14件で、工事件名と詳細については次のページに記載のとおりです。

最後に、項番5、今後の予定です。本委員会終了後、速やかに事業者と協議を進め、スライド額を確定いたします。その後、案件に応じて、第3回定例会において補正予算案の提出及び専決処分の報告をし、第4回定例会において変更議案の提出または専決処分報告をさせていただきます。

ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 ここに令和7年3月から適用する東京都の公共工事設計労務単価が前年比で

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

5.9%の上昇というふうにあります。台東区は実態的には今年度から公契約条例での一番最低価格、労賃のというのを定めて、これは東京都の公共工事設計労務単価に準拠して、これは、少なくとも工事の部分はそういうふうにしているわけですね。そういう点では、この5.9%の上昇は多分恐らく台東区、その前に決めているんじゃないですかね。今回、公契約条例の下限の金額というのは、これはどうなんですか。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 令和7年度の本区の労働報酬下限額ですが、令和7年3月から適用する東京都の公共工事設定労務単価が公表された後、その内容を踏まえて決定したものとなっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 その前に決めてしまったのかなというふうに思った。じゃ、後なんですね。ということは、これも反映して台東区のいわゆる下限の金額は決めているということですね。

○委員長 経理課長。

◎田淵俊樹 経理課長 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それはいいです。安心しました。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これをもちまして、企画総務委員会を閉会いたします。

午前11時46分閉会